

ぱんだ通信

辻守司法書士事務所から
お知らせや知って得する
法律情報をお伝えします！



From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

2014年春号 Vol.6



辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶

とりあえずこれだけは
知っておこう！相続基礎



■ニュースレター 第6号です。春はあけぼの、夏は・・・セミナーします。

すっかり暖かくなりましたね。春の楽しみといえばなんといっても桜ですね。桜といえばお花見！というわけで、今回は、岐阜県本巣市の根尾谷淡墨桜(ねおだにうすずみざくら)を見に行ってきました。今年は桜が開花した後に雪が降り、大変めずらしいということで話題にもなりました。これはとても歴史のある桜で、樹齢1500年を超え、第26代継体天皇お手植え伝説があるそうです。西暦500年頃の古墳時代に植えられた桜が平成の世まで生き続けてきたこととなります。気が遠くなるほどの年月を、ずっと同じ場所に立っていたなんて・・・皆さんも歴史を感じていただけたでしょうか。さて、少し先の話になりますが、夏に相続のセミナーを開催します。相続の基本的なお話をしたいと考えています。詳細は、ぱんだ通信の左下の記事にありますのでご覧下さい。



教えて！辻先生！ テーマ：「遺産分割協議は、いつまで？」

Q&A

Q. 5年前に父が亡くなりました。母は、それ以前に亡くなっており、相続人は私と兄です。実はまだ遺産分割協議の手続きをしていません。このまま放置しておいても大丈夫ですか？

A. 「良い」とはいえません。遺産分割協議は、いつまでにやらなければならないという制限は設けられていませんし、一定期間の経過によって遺産分割を行う権利が消滅することはありません。また、遺産分割協議自体をする義務が法律で定まっているわけではありません。さらに被相続人が遺言で最長5年間、遺産分割を禁止した場合を除き、いつでも自由に遺産分割をすることが可能です。しかし、何十年も放置している間に、当初の法定相続人が亡くなったり、再相続で当事者が増えたり、次世代で関係が疎遠になっていたり、考え方が合わない方がいたり、法定相続人全員で合意することが困難になる場合があります。**面倒でも早めに話し合いをした方が良いでしょう。**



相続のセミナーを開催します。

とりあえずこれだけは知っておこう！相続基礎
～シニアのために司法書士が教えます～
開催日：2014年7月5日(土)10:30～11:30
会場：名古屋市名東区藤が丘143番地1号棟2階
参加費：**無料**
定員：12名(事前のお申込みが必要です)
申込先：カルチャーサロン藤が丘倶楽部
052-769-7660 ※当事務所ではありません

辻守司法書士事務所 スタッフ紹介

こんにちは、2月から入りました事務スタッフの白井尚子(しらいなおこ)と申します。仕事は新鮮で、毎日が勉強の日々です。細やかな対応ができるよう、事務所とお客様の間の、頼りになるパイプラインになりたいと思います。ちなみに我が家で「辻司法書士事務所でございます！」を早口言葉ふうにするのが流行りです。(笑)どうぞよろしくお願いします。



ちょっと、ひとこと



「子は抱かれ みな子は抱かれ 子は抱かれ 人の子は抱かれて生まれくるもの」
(河野愛子)

桜咲く春、長男が高校入学を迎えました。この言葉は長男が小さい頃に知り、私の心に大切に残り続けています。子育ては育自とも言われ、私は受験期にそばで褒めたり叱ったり…するといつの間にか視線が近くなり、ほぼ変わらない身長になっていました。人を笑わせて、元気にさせる長男のこれからがまだまだ楽しみです。(担当：白井)



辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市中東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル



0120-783-340

受付時間
9:00～18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！